

府中市情報公開・個人情報保護審議会
(平成18年度第2回)

1 日 時 平成18年11月9日(木) 午前10時から午前
11時30分まで

2 場 所 市役所北庁舎第5会議室

3 出席者

(1) 委員 山上義人(会長)、鹿島秀樹(職務代理者)、鈴木
けい子、和中信男、大森斉、松本良幸、北谷博和、
岩田正美、鎌田逸子

(2) 市職員 財務部管財課長 武井 哲雄
財務部管財課管理係長 栗原 完二
財務部市民税課長 鹿島 宏之
財務部市民税課諸税係長 菊池 雅之

(3) 事務局 総務部広報課長 関根昌一、
同広聴担当主査 平塚祐一、同主任 遠藤公巳明

4 議 題

- (1) 個人情報の収集に係る諮問について(審議事項)
- (2) 個人情報を取り扱う事務の変更について(報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

府中市情報公開・個人情報保護審議会
(平成18年度第2回) 議事要旨

(遠 藤) ただ今から、平成18年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。まず、広報課関根課長から、ごあいさつ申し上げます。

(関根課長) 本日はお忙しい中お集まりくださり、ありがとうございます。本日の審議会ですが、前回は学校における防犯カメラの設置について審議いただきました。2回目の今回は、最近では犯罪が多発し、本庁内でも自転車置場のオートバイが燃やされるという事件が起きております。庁舎内でも防犯カメラ等を付けなければならないような状況になっています。基本的には、夜間にカメラを廻すような考えでいます。もう一つは、市民税の方で個人情報を取り扱う事務の変更があります。審議のほどよろしく申し上げます。

(遠 藤) それでは、ここで、本審議会の会長からごあいさつをいただきたいと思います。山上会長、よろしくお願いいたします。

(会 長) 本審議会も、今年度2回目の開催となります。今回も防犯カメラの設置が審議の対象となるようですが、個人情報の保護を尊重する一方で、安心・安全の確保というもう一つの市民ニーズに 대응していくため、どうぞ皆様、活発なご議論をお願いいたします。

(遠 藤) ありがとうございます。本日は今年度2回目の審議会となりますが、今年度初めてご出席される委員様もいらっしゃいますので、改めて事務局のメンバーをご紹介いたします。広報課長の関根でございます。広聴担当主査の平塚でございます。そして私、主任職の遠藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、山上会長に議事の進行をお願いいたします。

(会 長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしく申し上げます。では、会議次第の「3議題」の「(1) 個人情報の収集にかかる諮問について」を事務局から説明をお願いします。

(遠 藤) それでは、ご説明いたします。今回は、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業で取り扱うこととなる個人情報について、諮問するものです。ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。

「府中市個人情報の保護に関する条例」では、第7条第1項におきまして、原則として、実施機関が個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならないと定められております。本人以外のものから個人情報を収集する場合は、第7条第2項第1号から第8号に定める事由のいずれかに該当する必要があるとございます。このいずれにも該当しない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、個人情報の収集ができるという規定が、第7条第2項第9号に定められております。

本日の議題となっております「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業におきましては、第7条第2項第1号から第8号に定める事由のいずれにもあてはまりませんので、本審議会に諮問させていただくものです。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

それでは、引き続き、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業を所管することとなります財務部管財課の担当職員から、事業の内容や、個人情報収集を収集する理由などをご説明いたします。

(管財課) 今回の諮問の事業について、説明させていただきます。防犯カメラの設置の目的ですが、放火事件が数件あり、警備を強化する意味と、犯罪の抑止を目的とするものです。現在の警備体制ですが、昼間は警備員がおりません。各課が危機管理マニュアルを持っていてそれに則って対応しています。夜間だけ警備員を配置しております。警備の強化のために今回防犯カメラを付けます。

「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱案」について

(資料説明)

(会長) では、説明が終わりましたので、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業で行うこととなる個人情報の収集について、皆さんの方から、ご質問がありましたら、お願いします。

- (委 員) 実施が19年4月1日とありますが。
- (管 財 課) 諮問のご意見をいただきまして、事業を進め、3月までにカメラの設置を完了するように考えております。
- (委 員) 休日はどうですか。カメラを廻すのですか。
- (管 財 課) 休日は、職員がいませんので、終日作動することになっています。平日は、夜間は5時から翌朝の8時30分までです。
- (委 員) 昼間は撮らないとなっていますが、防犯という目的というのならば、24時間廻してもいいのではないですか。理由があるのですか。
- (管 財 課) 当初は24時間やる予定でございましたが、庁内での議論を重ねた結果、執務時間内におきましては、職員が危機管理マニュアルに基づいて職務を遂行しているということ、また、来庁者につきましては、開かれた庁舎という観点から昼間の撮影はしないということになりました。緊急特別な場合は撮影することもあると思います。
- (委 員) あまり遠慮しなくてもいいのではないですか。
- (委 員) 職員の方が管理されているような危惧からやめたと感じてしまうのですが。
- (管 財 課) 設置する場所につきましては、職員組合からいろいろ要望がありました。現状では犯罪の抑止を目的に設置していきます。また、労働組合に提示した上で決めていきます。
- (委 員) 前回の学校のカメラの時にも必要以上の情報が入ってくる懸念があり、難しいところですが、個人の情報は守らなければならないし、開かれた部分も必要だと思えますが。
- (課 長) 前回の学校については、外部の侵入者に対する抑

止でありましたが、今回は、庁舎の入口付近に設置して夜間の侵入者を抑止であり、職員の目の届かないところを警備していこうというものです。

- (委員) バイクが燃えたのは、時間帯はいつごろですか。
- (管財課) 1件目が深夜2時、2回目は4時です。最近では8月の午前3時にありました。
- (委員) 人はいるが、死角のようなものがあるって犯罪が起きやすい場所があるのではないのでしょうか。
- (管財課) 現在、セキュリティなど目的を持ってカメラがついているところがあります。駐車場にはついていません。危機管理の中で、危険な場所があるかもしれませんが、今のところ、庁舎内での事務室とか階段等の設置は考えておりません。
- (委員) 防犯のためのカメラは必要なものだと思います。要綱に責任者が課長相当職とありますが、相当職ではなく、誰が責任者なのか、はっきり明確にしてほしい。
- (会長) その点は、誰が責任者かはっきりしていますか。
- (課長) 基本的には管理職の課長です。
- (委員) ここの責任者は誰なのですか。
- (管財課) 今回付けるカメラに関しては、管財課長です。
- (委員) 要綱は一般の市民が見ることができますか。一番大事な誰が責任者かはっきり明記すべきではないのでしょうか。
- (管財課) 大変申し訳ございません。資料で提示したときにはそのような話まで進んでいなかったもので、最終的に第4条の中に付け加えさせていただきました。課長の形で提示しております。
- (会長) 他に何かありますか。
- (委員) 市庁舎という概念規定はどこまでですか。付属す

る駐車場まで含まれるのですか。場合によっては出先機関まで入っているのですか。

(管財課) 今回の要綱につきましては、本庁舎内を考えています。他の施設については考えておりません。場所については6箇所を考えています。出先機関等はいりません。

(委員) この建物の駐車場がありますけど。

(管財課) 北庁舎の一部に入っておりますので。管財課対応になっています。

(委員) カメラを設置するエリアのセクションごとに課長がいて、管理責任者が出てくるという位置づけなのですか。

(管財課) 今現状で、東庁舎、西庁舎、北庁舎、駐車場を含めて、管財課長がこのエリアの管理責任者です。

(委員) 管財課長がこの本庁舎の施設管理ポストなのですか。

(管財課) 総括責任者は部長です。

(委員) 財務部管財課長を具体的なポストとして特定しているのですね。財務部管財課長をもって当てることとするとはできないのですか。ポストを固定して書いた方が、誤解を招かなくていいのではないのでしょうか。持ち帰りご検討ください。

(会長) 他にありますか。

(委員) 個人情報の取扱いについての審議ですので、この利用目的については、個人情報を収集するのは止むを得ない。管理体制については、充分考えられていると思います。問題になるのは、集めたものの利用についてはどうなっているのでしょうか。利用と提供については、個人情報保護条例の条文に従ってとありますが、具体的な部分が把握できない。

- (管財課) 提供につきましては、府中市の個人情報保護条例の第14条の条文に沿った形で提供していきます。
- (委員) 提供というと何か事件があったときに捜査の段階で利用すると解釈してよろしいですね。
- (課長) 要綱の方が後の段階ですので、14条で規定するかどうか、課長相当職についても、修正また調整をかけて行きたいと思います。
- (委員) 防犯目的のカメラの設置を否定する気持はありませんが、市庁舎の中でのカメラ設置に関しては、広げすぎない方がいいと思います。
- (課長) 防犯カメラだけで犯罪抑止をできるとは考えておりません。補完的な意味で付けていく形です。
- (委員) 現在、カメラが付いている個所があるということですか。
- (管財課) 駐車場、情報システム課、1階の銀行です。
- (委員) もし、付いているとすればすでに個人情報とのからみが出てきているという考え方をする必要性がないでしょうか。
- (管財課) 基本的にはございます。
- (委員) 19年4月1日からではなく、結果として個人情報を収集しているわけですから。速やかに対応したらどうですか。
- (課長) 要綱自体の運用はもう少し早くしたいと考えております。
- (会長) 他にありますか。
- (委員) 今、6箇所は新たに6箇所付けることですか。
- (管財課) 考えている場所は、東庁舎、西庁舎、北庁舎のそれぞれの玄関、職員通用門、西庁舎の駐輪場、避難通路です。
- (会長) 他にありますか。

- (委員) 第6条で管理責任者が防犯カメラを設置する旨表示するということですが、内部的には議論があったと思いますが、一般の人に分からない方が、犯罪抑止には効果があるのではないかと。
- (委員) その関連で、前回、学校のと看に同じような問題が出ましたね。それで明確にするとあったもので疑問を持ちました。
- (管財課) 表示の場所につきましては、犯罪の抑止力からいいますと全部付いているという形がいいのですが、庁内での討議の中ではあまり好ましくないということで、集約した形で、庁舎の管理として何らかの表示はしなくてはいけないので、検討させていただいております。玄関の1、2箇所でいいのではないかとという意見もありますので。
- (委員) もっとも多くの人に関係するところには表示されますが、表示されていない個所もあるということですか。
- (管財課) そういう状況が好ましいかどうか、検討しているところです。
- (課長) 内部でもこの問題が、昼間廻っていないということで、表示のあり方について議論しています。
- (委員) するところと、しないところがあるのならば、この表示は変えないといけないですね。この表示ですと問題がありますね。一律にしないと。
- (委員) 先ほどの課長のお話だと、検討中だということですね。昼間市民の方がいる間は廻っていないので、作動していないものに対して、表示するのは根本的に変かもしれません。
- (管財課) 作動していないものに対して何でという意見もあります。付けるべきと、なくてもいいのではないかと。

という2つの意見があるのが現状です。その辺を集約して検討中です。

(委員) もし、そういうことでしたら、事前に検討していただきますと議論が始まる前に付け加えていただかないと、実質的に全部審議会に出してほしいと思います。

(会長) 今後の課題としてはっきりさせていただきたいと思います。他に、ご質問もないようですから、この辺で、皆様のご意見をお伺いしながら、本審議会としての意見をまとめていきたいと思います。設置していいかわるいかという結論からいうと反対という理由はないが、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業で行うこととなる個人情報の収集について、認めることとしてよろしいでしょうか。皆様のご意見をお願いします。

(委員) 今の意見の中で、反対という感じはないようですが。管理運用の仕組みなどを考えると積極的に賛成というところと難しい問題がありますね。

(委員) 私たちが言った意見を踏まえて作っていただければ。一番大事な防犯ですので。

(会長) 設置するには賛成だが、管理運用の問題がありますので、結果を提供してほしいということですね。

これまでのところ、認めるとの意見が多いようですので、本審議会として、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業で行う個人情報の収集について、認めることとしてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、異議がないようですので、本審議会としては、「府中市庁舎防犯カメラの設置及び管理運用」事業で行う個人情報の収集について、認めることといたします。本審議会から市長に提出する答申書は、後

日、私が文面を確認させていただきたいと思います。
よろしく申し上げます。次に、会議次第の「(2) 個人情報を取り扱う事務の変更について」を事務局からご説明させていただきたいと思います。

(遠 藤) それでは、説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第4項の規定により、個人情報を取り扱う業務の変更についてご報告するものです。今回は、「軽自動車税課税事務」について変更がございましたのでお知らせいたします。

道路交通法第51条の5第2項において、公安委員会は、車両の放置違反金の徴収等のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとなっております。この改正は、本年6月1日より施行されたもので、本市においては、この規定に基づき、公安委員会が必要とする原動機付自転車等の所有者情報を提供することとしたものでございます。

以上が、今回変更があった、個人情報を取り扱う事務でございます。

(会 長) では、「(2) 個人情報を取り扱う事務の追加について」、の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。

(委 員) 意味が少し分からないのですが、違反した車両に対して、税を払っていない場合には車検を取れなくなるように証明を出さないということですか。

(市 民 税) 軽自動車税を課税するとき市町村に登録いただきます。所有者及び使用者の情報の提供依頼に対して、

市の方が提供することです。

(委員) それに加わるということですか。

(市民税) 道路交通法51条、放置自動車の規定が2年前法律改正され、本年6月1日施行され、新たに情報の提供を求められることになりましたので、追加の事務です。

(委員) 今まではそういうことはなかったのですか。

(市民税) 今までは放置自動車関係はございませんでした。

(遠藤) 補足させていただきます。軽自動車税の課税事務というのは、個人情報保護条例ができましたときに届出をいただいているのですが、道路交通法の関係で、情報提供の先が1つ増えましたので報告事項として上げさせていただきました。

(委員) 過去は、違反者に課せられていたものが、今回、所有者に課せられるようになったから、所有者も教えるということですね。

(市民税) おっしゃるとおりです。

(会長) では、他に、ご質問もないようですので、今回の「議題」につきましては、終了させていただきます。では、4の「その他」につきましては、事務局からお願いいたします。

(遠藤) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、第1回審議会ご欠席の方につきましては、会議終了後に謝礼に係る委任状を回収いたしますので、事務局の者にお渡しくださいますようお願いいたします。次回の日程ですが、来年の2月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(関根課長) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成18年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。

(了)